

6 火災の覚知

消防機関が火災を覚知する方法は、「火災報知専用電話（119番通報）」、「加入電話（消防の一般電話）」、「警察電話」、「駆け付け通報」、「事後聞知（鎮火後に知らせを受けること）」、「その他」に区分される。

平成23年中の火災報知専用電話による覚知は80件で、全体（114件）の70.2%を占めている。更に、火災報知専用電話による覚知80件を、「固定電話から」と、「携帯電話から」とで見ると、前者が25件、後者が55件と、携帯電話からの割合が固定電話からの倍以上と多く、年々増加傾向にある。また、鎮火後に覚知した事後聞知は23件（20.2%）となっている。

消防機関における火災の覚知方法は、図6-0-1に示すとおりである。

図6-0-1 消防機関における火災の覚知方法（単位：件）

